

# 幕末期薩摩藩における軍艦購入交渉の一端

## —ランドルフ・エルダー社製軍艦図面を素材として—

町田 剛士

はじめに

今年度筆者が担当した、薩摩藩英国留学生渡航一五〇年記念企画展

「幕末薩摩の留学生—日本近代化の若き先駆者たち—」において「軍艦図面」を初めて展示した。この図面は、黎明館が収蔵する「玉里島津家資料」の中に十三点（このうち軍艦写真一点）含まれており、今回新たにその由来が判明したものである。本稿では、その由来について紹介したい。

### 1 図面について

図面は、巻末の表及び写真のように十三点ある。それぞれ、船の断面、船室、甲板、大砲などが精密に描かれている。また、全ての図面には、「RANDOLPH ELDER & Co. Engineers & Ship Builders.」という社名と、「GLASGOW.」という文字が印刷されており、船室などを説明する英文に朱書きの和訳文が、漢字で記されていた。

このことから、この図面が、英国スコットランド・グラスゴーのランドルフ・エルダーという造船会社が作製した図面で、薩摩藩の関係者が、注釈を記したという推測ができた。

### 2 ランドルフ・エルダー社について

ランドルフ・エルダー社は、ジョン・エルダー（一八二四～一八六九）が、一八五二年にグラスゴーに設立した造船会社である。同社は、一八五三年、蒸気船の複合エンジンの特許を取得し、その後、従来よりも燃費の良い船舶用エンジンを開発するなど、一八六八年にかけて数々の特許を取得した。同社の功績には、帆船から蒸気船への転換を加速させたこと、当時最新の複合型造船所を設立し、船舶建造の効率を高めたことが挙げられている。同社は、ピーク時には約四千人を雇用し、大型の船舶を多数建造するなど、世界最大規模の企業となった<sup>①</sup>。なぜ、スコットランドの造船会社が作製した軍艦の図面が、遠く離れた薩摩藩の幕末期の資料に含まれているのであろうか。

### 3 新納久脩書簡から

この図面に関連する書状として、慶応元（一八六五）年七月二十七日付桂久武・蓑田伝兵衛・大久保利通・西郷隆盛宛の石垣銳之助（新納久脩）書簡<sup>②</sup>に、関連する記載を発見した。新納久脩（変名・石垣銳之助）は、元治二年三月二十二日（一八六五年四月十七日）、薩摩藩が英国に密航させた留学生の正使である。本書簡は、新納がイギリスから桂、蓑田、大

久保、西郷という薩摩藩の要路に宛てたもので、全部で四通ある。

書簡は、イギリスでの軍艦購入交渉について書かれた本文(A)、軍艦と大砲の種類について書かれた別紙(B)、薩摩藩英国留学生に同行したグラバー商会のライル・ホームが、横浜のジャーディン・マセソン商会に宛てた英文(C)、そして、その訳文(D)の計四通である。

以下(A)、(B)、(D)を掲載し、若干の考察を加えたい。まず、本文(A)である。

「壺(端裏書)

軍艦御詔文之儀、英着以来諸所有名之場所へ差越、長崎ガラバより申出之軍艦ニ基き、段々及吟味候処、一種之軍艦ニ而、船代下料丈ケハ当時専用とは難申候ニ付、当時欧羅巴ニおいて専要之軍艦ニ而夫々聞合、尚スコットラント・ガラスコ地名とは有名之造船場ニ付差越、段々探索致し候処、此商会之主人、横浜ハリソンより軍艦一条引合致し候者ニ而、案ニ行当、是迄横浜ハリソン方江之引合等承候処、当時専用之新製軍艦ニ通り之絵図差送置候付、今日は返答可有之哉と相待居候趣ニ而、船価も外造船場より余程下料ニ有之、横浜へ絵図差送候、新製之軍艦ニ向詔文之談判取掛候処、代払之儀、欧羅巴諸国之規則ニ而は、船艦詔文いたし造船取懸りマギリカワラ居付候節、船価之三分之一を相渡、船卸之節と、船相受取候節との都合三ヶ度ニ三分の一ツ、相渡候規則、亦無抛趣ニ依而は、三ヶ度ニ相渡候の儀、四ヶ度ニ割渡候談判稀ニハ有之候由ニ而、年府拵等は捨置、我朝ニ船相達候節、一同相払候談判さへ整兼候、外造船場ニ而は、何とか談判相調候儀も可有之哉と存、先ツ夫形ニ而相離れ、其後諸所造船家方へ聞合候得共、万里相隔居候我朝之風俗も不相分、御国名は新聞紙ニも折々相見へ居候

得共、如何なる御国柄とも不相分、殊ニ大金之船代ゆへ、年府拵ニ而者、造船家も心底ニ不任候様相聞へ、於爰許は、年府拵之談判ハ実々相整丈ニ無之、必死と差図、精々吟味ニ及候処、横浜ハリソンより引合候スコットラント・ガラスコ地名造船場は、船価も下料ニ有之、勿論横浜へ差送置候船図は、当時欧羅巴諸州専用之軍艦と相見へ候付、ハリソンより最早御国許へ差出たるかの船図両様之内、何れの船と取究め、ハリソン方江談判相成候外有之間敷、ハリソン商社より船価は都合いたし、造船家江相払候半、勿論左候得は、於当地粗申出候価ニ而は難相調、ハリソン方ニ而は、高利之金を以年府中船代を都合致し、其上ハリソンの益分之無候而は、如何様御国へ志を通候而も、元来之商客何のため尽力可致哉、道理顯然之儀ニ付、夫丈ケハ船価看々相増候得共、当時御金練御難渋之折柄、何れ右様之所置より外有之間敷存候付難黙止、横浜ハリソン方へ差送候船図之扣相貫差送候、尤船価之儀は別紙之通り承候得共、是は前件申述候西洋規則通り、船代三ヶ度ニ割渡候処之価ニ而、年府拵相成候得は、此代価見当ニ不相成候、当時軍艦必用之折柄、片時も急埒候様、精々致苦心候得共、前件之形行ニ而、不得止事仕合、宜御含給度、此段御問合申越候、以上、

子七月廿七日

石垣 鋭之助

桂 右衛門 殿

大久保 一藏 殿

蓑田 伝兵衛 殿

西郷 吉之助 殿

横浜ハリソン儀は、長崎ガラハ同商社ニ而、此度遠航之始末も追々意

通相成居候半、就而は船御詔文一条是迄延引致し候をホームよりハリソン江委曲申述呉候ハ、南部等引合もいたし易く候半、依之書状貫受、和解相添差越候、乍併拙者共遠航一条、自然清水へ差合之儀も候ハ、ホーム之書状は其仮被措置候方可然哉、且亦軍艦御詔文之儀既に決定不致之処、折柄拙者共遠航致し、直き詔文之方急埒可致との事ニ而、於爰許深く探索ニ及候処、内情ハ委曲相分候得共、迅速を計、反て延引相成候儀、実以残慨不少、此上は不得止事、打立期日差急候外無之と存、段々致尋問候処、常例拾か月ニは成就、乍併戦争中抔至極差急候節は、昼夜ニ相掛、六か月位ニ而出来之由候得共、昼夜之造船ゆへ代価四五割も相増候由、依之横浜ハリソン方御詔文之決答相成候ハ、二ヶ月ニして本国ニ達し、拾か月ニは英港出航、三ヶ月ニして我朝ニ可相達賦ニ候、此段ハ為御含候、以上」

では、この本文(A)から読み取れることを整理し、挙げてみたい。

- ① 英国到着以来、軍艦の購入交渉のため、複数の造船所を訪問した。
- ② 長崎のグラバーから勧めのあった仕様の軍艦を基準として、当時ヨーロッパで盛んに製造されている軍艦を、各造船所で問い合わせる中でスコットランド・グラスゴーの造船所(ランドルフ・エルダー社と後に判明)を訪問した。
- ③ 訪問したグラスゴーの造船所の主人は、横浜のジャーディン・マセソン商会と取引きのある人物であった。
- ④ 造船所の主人は、横浜のジャーディン・マセソン商会から依頼のあった軍艦について、当時ヨーロッパで流行している軍艦の図面を二通り作成し、すでに送っており、その返答を待っているとのことであった。

⑤ この造船所は、価格が他の造船所よりかなり安価だったので、同所が横浜へ送ったという図面の軍艦を基に注文の相談をした。

⑥ 軍艦の支払いについて、ヨーロッパ諸国の慣例では、マジリカワラ(竜骨、キール)を取り付ける際、進水の際、船を受け取る際の計三回に渡って、代金を三分の一ずつ支払う慣例で、やむを得ない場合には、四度に分けて支払う場合もあるとのことであった。新納(薩摩藩)が希望していた年賦払いや、船が日本に到着した際にまとめて代金を支払う交渉はまともになかった。

⑦ 他の造船所でも、同様の交渉を行ったが、希望する年賦払いでの支払いを了承する造船所はなかった。薩摩藩の名前は、現地の新聞紙上で時々見られ、評価されているが、支払い方法など日本の習慣を理解してくれる造船所はなかった。

⑧ 検討の結果、グラスゴーの造船所は、船価も安いので、同所がすでに横浜のジャーディン・マセソン商会に送ったという二種類の図面のうち、どの船がよいと国元で決定して、代金支払いについては、横浜のジャーディン・マセソン商会と交渉を重ねる以外にない。

⑧ 横浜で交渉を続け、年賦払いとした場合、それに相応して船価も高くなるが、藩が財政難のため、横浜のジャーディン・マセソン商会との交渉を続けるしかない。よって、ランドルフ・エルダー社が、横浜のジャーディン・マセソン商会へ送ったという軍艦図面の控えを受け取ったので(薩摩へ)送る。

⑨ 船の値段については、別紙に書いてあるが、この値段は、分割払いの際の金額で、年賦払いとなれば、この価格はあてにならない。以上が本文(A)の要旨である。新納が、渡英中、軍艦購入交渉のた

めに、複数の造船会社を訪問したところ、その一つに、スコットランド・グラスゴウの造船会社（ランドルフ・エルダー社）があった。同社は、薩摩藩がこれまで軍艦購入について交渉していた横浜のジャーディン・マゼソン商会と取引をしている会社であり、新納は直接購入交渉を持ちかけたが、希望していた年賦払いの交渉がまとまらず、日本で同商会と交渉を続けるしかないと伝えている。この造船会社が作製し、すでに横浜に送ったという図面の控えを添えて薩摩に送るとの文言があり、玉里島津家資料中の軍艦図面は、新納が国元に送ったものと判明した。

追伸に、横浜のマゼソン商会は、長崎のグラバー商会と同じ商会であり、今回の密航のことは、互いに連絡を取り合っていたようだと記す。また、「船御詠文一条是迄延引致し候をホームよりハリソン江委曲申述呉候ハ、南部等引合もいたし易く候半、」とある。後述するが、このことから江戸藩邸詰の南部弥八郎が、最新式の軍艦注文について、留学生派遣前に横浜で交渉を行っており、これまで延引していたことが窺えた<sup>3</sup>。そのため、新納は、イギリスでは交渉が進まなかったため、横浜での交渉を続けるしかないと考え、同行していたグラバー商会のライル・ホームにマゼソン商会へ宛てた英文（C）を書かせ、その和訳文（D）を添えたようである。しかし、このホームの手紙は、玉里島津家に残されており、横浜には送られなかった。理由は、「乍併拙者共遠航一条、自然清水へ差合之儀も候ハ、ホーム之書状は其俣被扣置候方可然哉」と、取引のあった商人清水卯三郎へ英国渡航のことが知られては差し支えがあるとの判断からであろう。また、船の注文から引き渡しの日程として、「常例拾か月ニは成就、乍併戦争中杯至極差急候節は、昼夜ニ相掛、六か月位ニ而出来之由候得共、昼夜之造船ゆへ代価四五割も相増候由、

依之横浜ハリソン方御詠文之決答相成候ハ、二ヶ月にして本国に達し、拾か月には英港出航、三ヶ月にして我朝ニ可相達賦ニ候」と、おおよその目安を示している。

次に、別紙（B）である。以下に全文を示す。

「二（端裏書）

一新製軍艦と唱候は、別紙図之如、骨組は鉄を以組立、外面樅板を以掩ひ、水平緊要之処、厚鉄板を張り、弾丸を防候趣向ニ而、米利堅戦争中、南方ニ發明し数々勝利有之候より、欧羅巴諸所へ相開け、追々製造いたし候新製軍艦ニ而、先度横浜ハリソン方へ船図相送候由、尤代金之儀は於爰許西洋規則之通、三ヶ度ニ割渡大砲代を外ニして、凡拾九万五千両程相掛候由、乍併別紙問合ニも申進候通り、横浜ハリソン方より詠文相成候ハ、此直段は見当ニ不相成候、且亦先度ハリソン方より造船家へ掛合候節、船之長サと大砲数相究め申来り船之長サニ不相成之大砲数ニ候得共、詠文なれば不得止事、六拾八封度之大砲拾六挺無理為乗付候絵図相認め、横浜へ差送候由ニ而、船ニ不応大砲数は、反て害と成り、無益之事候半と造船家類ニ歎談致し候、此船之大ニ而、拾式挺位を相備、至当と可申、米利堅戦争中、大ナル戦功を顕候船は、此船同様之大ニ而、大砲八挺を相備有之候由、旁確證も有之、弥大砲数は不相成と相見へ候付、尚亦御熟評有之度候、左候而ハリソン方より申出候趣ニは、図之如く水平船腹へ厚鉄板は不張趣ニ付、此船ニ御詠文相決候ハ、当時相用候厚鉄板を船腹ニ張り候処ニ而御詠文相成候旁可然相考へ候、

一鋼鉄艦と唱候船は、世上之所謂突船ニ而、図之如く船腹厚鉄板以張り、甲板上ニ直立したる図形之砲台を第二甲板上ニ於て自由ニ周転せしめ、

砲発を便ならしめ候堅固之軍艦ニ而、当時歐羅巴諸州最モ盛ニ打立候、尤於爰許之船価は、別紙図之大ニ而、大砲代を省き、凡三拾万兩余より三拾一万兩位迄相掛候由、此船図も先度横浜ハリソン方江は前件之新製軍艦図一同差送候由なり、

一大砲之儀は船代之外ニして、當時有名之アルムストロング「ホウキツホルト」之両種の内、為乗付相成候ハ、右両家より造船家買取、為乗付差出候訳ニ付、別紙大砲値段為見合差送候、尤當時四拾封度以上之アルムストロングは、種々害ありて本込を不相用、皆口込ニ有之候、アルムストロング「ホウキツホルト」ノ得失は、於当地も利害両立して難決候得共、「ホウキツウナルト」ノ弾丸ハ製作至て六ヶ敷相見得候付、何れ口込之アルムストロング方ニ而も可有之哉、右両様之軍艦、得失之儀は、是迄於諸所蹟在実験致し候処、新製軍艦より鋼鉄船之方尤も堅固ニ相見得、至極要用ニ相考候得共、夫丈ケ船価相増候儀故、於爰許難決候間、両艦之内御金繰之都合ニより御評決有之、ハリソン方江御注文相成度候、左候而ハリソン方より引合之趣ニ而は、大砲弾薬并小銃之為乗付ハ無之様承候付、折角御詔文相成候儀ニ付、其軍艦ニ相応候玉葉小銃迄も為乗付、御詔文之方可然哉相考候、但新製軍艦へ大砲拾式挺も為乗付候ハ、大砲代相応ニ相及、鋼鉄艦之価ニ格別相異り間敷哉ニも相考候ニ付、為乗付之大砲玉目御評決之上、大砲代ト新製軍艦代を相合せ、鋼鉄艦之価ニ比較し、得と御評議有之度候」

では、この別紙(B)から読み取れることを挙げたい。

① 軍艦には二種類あり、新製軍艦とは、骨組みは鉄で組み立て、外面は樫の板で覆い、水面に当たる部分の重要な場所は、厚い鉄板を張って弾丸を防ぐという工夫をこらしたもので、アメリカ南北戦争中、南

方(南軍側)により発明されたもので、数々の勝利を上げたことから、ヨーロッパ諸所へ流行し、次第に製造されるようになった新式の軍艦である。代金は、大砲代を別にしておよそ十九万五千両かかるのとのである。しかし、この値段は、横浜で年賦払いで支払う場合はあてにならない。造船会社が言うには、(薩摩から)注文のあった大砲の数(十六挺)は、船の大きさに比べれば不相応で、無益であると頻りに嘆いていたが、注文であればやむをえないので、そのまま図面を製作したとのことである。また、南北戦争で最も戦果を上げたのは、大砲八挺位を搭載する船であったとのことである。

② 鋼鉄軍艦とは、船腹に厚い鉄板を張って、甲板上に直立した図の型の砲台を第二甲板上に置いて自由に回転させて、大砲の発射を便利にさせた堅固な軍艦で、現在ヨーロッパ諸州で最も盛んに建造されている。代金は、大砲代を別にしておよそ三十万両から三十一万両ほどかかるとのことである。

③ 搭載する大砲の代金は、船本体の値段とは別である。大砲には、「アームストロング砲」と「ホウドホウイスル砲」がある。四十ポンド以上のアームストロング砲は、元込は故障が多く、口込である。弾丸の作製しやすさを考えると、アームストロング砲がよい。また、別紙に大砲の値段の見積りを送る。

④ 大砲・弾丸の値段を含めて新製軍艦、鋼鉄軍艦のどちらかを購入するか、財政状況を鑑みながら、判断してほしい。

以上が要旨であるが、この別紙(B)は、直接軍艦図面について説明したものである。巻末の図面9~12が、「新製軍艦」の図面であり、図面1~8及び写真13が「鋼鉄軍艦」に対応しているので、参照されたい。

続いて、英文(C)の訳文(D)である。(D)を以下に示す。

「於ロンドン府千八百六十五年

九月十六日我七月廿七日

横浜ゴロウル商社へ

君

一過日、薩州より貴下の商社へ軍艦詔文之儀、粗談判有之候由之処、右返答追々致延引候次第、貴下へ明解いたし呉候様、即今爰許滞在之士官より承知致し候、右は此度遠航之折柄ニ付、尚又於爰許巨細ニ致探索、適宜之軍艦詔文致候様と之命を被報、英着以来有名之造船場諸所へ同伴、其内ランドルフエルドルス商会へ被差越、委曲探索相成、且談判有之候処、彼是得者有之、先度同商社より貴下へ被差送候図面之通(図面ハ横浜滞之薩州士官へ被相渡候半)之軍艦、壹艘は水平線之処鉄板を以張りし木船ニして、大サは千九拾トンなり、今壹艘は甲板上ニ砲台ある鉄軍艦ニして、大サは千四百五拾五トン、右式艘之内壹艘、適宜之船詔文相成候半坎、尤金線之都合出来候得は、鉄軍艦を至極被相望候由也、此書便、一同爰許ニ而探索之次第、巨細被申送候趣、然ル上ハ右詔文之儀も速ニ治定可相成、船代払之儀は、貴下へ談判可相成候由なり、

貴下之臣僕

ライフルホーム

前述したが、英文(C)と訳文(D)については、新納久脩が、ライフル・ホームに横浜のジャーディン・マセソン商会へ宛てて書かせたものであり、新納書簡本文(A)にも記載がある。この英文及び訳文は、延引していた軍艦購入交渉を進展させるために記されたものだが、この書

状が清水卯三郎に見られると、差し支えがあるかもしれないと新納が書いたため、英文(C)と訳文(D)は、薩摩藩要路の判断もあり、横浜のジャーディン・マセソン商会には送られなかった。

これらの書簡からは、新納らが渡英した目的が、藩命による軍艦購入であったこと、新納らが訪問した造船会社「ランドルフエルドルス」社(ランドルフ・エルダー社)であったこと、薩摩藩としては、鋼鉄軍艦の購入を希望し、代金の支払いについては、横浜のジャーディン・マセソン商会と相談することを希望していたことが分かる。

#### 4 横浜での軍艦購入交渉について

ここで、留学生派遣前に交渉が始められた横浜での軍艦購入交渉について触れたい。この交渉の経過が分かるのが、元治元(一八六四)年十二月七日付大久保二蔵宛柴山良助・南部弥八郎書簡である。

「一筆奉拜啓候、上々様益御機嫌能遊御座恐悦奉存候、然者、御軍船御注文之儀、委細以書付被仰渡候御趣意ニ基キ、十月廿二日英国ミニストルへ談判并英商ハリソン江応接之趣者、既ニ申上候通ニ御座候処、其後尚亦同人江清水卯三郎を以内情具ニ申聞、種々懇談為仕候処、漸く六ヶ年賦之所丈ケは如何様ニも可仕候得共、大金之品柄故、何ニ而も證拠ニ可相成物を御預ケ被成下度、於長崎者小判金御預被為在候御儀も御座候間、右様之手続ニ奉願候由申出、是亦甚難渋之筋柄ニ而、一同心配、彼是相談之上、尚亦卯三郎差遣し、即今手付金二万ドル程相渡候上、船代大凡三拾万ドルと見込候而、六ヶ年にわり五万ドル程、合而七万ドル者、来丑年之暮迄ニ相渡候儀ニ而、夫より毎年五万下

ル程ツ、差遣候得者、船出来之時分迄ニ者、過半相済可申證抛之儀者、船出来相受取候時、如何様とも可致趣、精々為申諭候処、漸く納得之氣味合之由申出候間、先々安心仕、先月廿四日、右ハリソン方江為応接罷越、凡前文之通ニ而、只今取極可申旨申達候処、同人申出候者、全体船之注文は最初詔之時、代金四分之一相渡、船敷板居へ付之時、皆出来之説、持届候節与都合四度ニ代払いたし候通法ニ者御座候得共、御国之儀者別段之御事ニ付、如何様ニも御相談は可仕、乍併何坎證抛無之候而者難洪之儀ニ付、乍恐君公様之御印證并神奈川奉行之印判御渡被下度旨申出候付、此御方様之御印證者何と坎取計も可致事候得共、奉行調印之儀者、江戸政府江申立之上ならては決答相成兼候趣申達候処、於其儀者、君公之御奥印有之候證書、

被成下候得者宜敷、慥ニ御請仕候、乍併、代金之処、凡二十八万より三十二三万ドル位と奉存候得共、只今確与難相定、就而者、新製之図面申遣置候付、正月下旬頃迄ニ者到着可致、其節早々可申上候間、右を以何れ之形と御定被下度、尤新製外鉄張之軍船弁利宜、且餘り大型よりも大概大砲拾六挺備位之船、戦争ニ銃眼ニ不相成由、近頃発明いたし、将亦大砲もアームストロングは実用之時、捻チ損チ易く、味方之怪我不少趣ニ而、既ニ廢物同然ニ相成、巢中六角形之大砲（ホウイッスル砲）尤相成すくれ、其餘ライフル等当世之要具ニ御座候旨申立候、右者此内よりミニストル館通弁官シーボルト并重商ウエンリート其外承合候処、皆同様之趣ニ承り申候、右様凡熟談之事故、手付金二万ドル程は既ニ備置候間、只今相渡可申哉、如何いたし可申哉与相達候処、右者船図到來、何れ之形与御定之節申受候様可仕旨申出候付、相応挨拶申述一同罷歸申候、此段申上候、以上

柴山良助

子十二月二日

南部弥八郎

大久保二藏 様

尚以、本文此趣ニ付而者、外鉄張新製之船、大砲拾六丁位之処ニ而、六角砲左右四挺、其餘ライフル拾式挺位之方宜敷哉ニ奉存候最初御趣意之処、少々相違仕候ニ付、思召も被為在候ハ、早々被仰下候様奉願候、御沙汰無御座候ハ、右之処ニ而、御注文決定可仕候哉与奉存候、尤常之軍船より二三万ドル内外高価之由ニ相聞得申候、此段も申上候、以上」

この書状は、江戸藩邸勤務の柴山良助と南部弥八郎が、かねてから国元から指示があった軍艦購入について、英国公使と横浜のジャーディン・マセソン商會を相手に交渉した経過について報告したものである。内容を次に挙げる。

① 十月二十二日に、軍艦購入に関する交渉を、横浜の英国公使と、ジャーディン・マセソン商會を相手に行つた。清水卯三郎（商人）に仲介に入ってもらつた結果、六年の年賦払いでの交渉がまとまったが、軍艦の代金は高価なので、證抛（手付金）が必要であるとのことだった。

② 手付金二万ドルを用意することができ、軍艦を三十万ドルと見込みを立て、一年に五万ドルずつ払うことを同商會に納得してもらつたことができた。

③ しかし、十一月二十四日に、柴山と南部がジャーディン・マセソン商会と交渉したところ、船の支払いは四回の分割払いが通例であるとされた。

④ 軍艦の購入に当たっては、君公（藩主）の印章と神奈川奉行の印章が必要であると言われ、神奈川奉行のものは、幕府へ申し出た上でなくしては、はっきり答えられないと答えたところ、君公の奥印のある証書を作成すればよく、それならば発注を請けるとの返答をもらった。

⑤ 軍艦の代金は、二十八万ドルから三十二、三万ドル位になると思われるが、新製の図面を製作してもらい、正月下旬までには到着すると思われるので、これを参考に、どのような軍艦がよいか定めて欲しい。

⑥ アメリカ人商人ヴァン・リードと英国公使館通訳シーボルトによれば、新製で鉄を張った軍艦が便利がよく、大型の船よりは、大砲十六門備えくらいの船がよいとのことだった。また、大砲については、アームストロング砲は、壊れやすく、廃物同様となっており、筒の中心が六角形の大砲（ホウドホウィッスル砲）が最も優れているとのことである。

⑦ 手付金二万ドルは準備をしているが、ジャーディン・マセソン商会からは、船の図面が到着し、どのような船がよいかを決定してもらった上で注文を受けたいとの申し出があった。

② 軍艦については、外側に鉄を張った船で、大砲を十六挺位を備えたもので、六角砲（ホウドホウィッスル砲）を左右四挺、その他ライフル十二挺位のものが多い。最初の話とは、随分違ってきているので、何かあれば、指示をしてほしい。金額は、普通の軍艦よりも、二、三万ドル内外高価になるだろうと述べている。

この書状から、最新式の軍艦購入交渉は、留学生派遣から五か月前の元治元年十月二十二日に始まっていたことが分かる。交渉に当たったのは、江戸藩邸に勤務する柴山・南部であり、清水卯三郎の仲介で横浜の英国公使館とジャーディン・マセソン商会を相手に交渉を行っている。薩摩側は、この時に六年の年賦払いを希望し、手付金を用意したが、商会側からは、軍艦の図面が到着してから、購入の手続きに入ることを伝えられた。

薩摩側からすれば、この図面が、翌元治二年に入ってもなかなか到着せず、交渉が進展しなかったため、新納ら薩摩藩英国留学生に、軍艦購入交渉の任務を負わせたようである。新納書簡本文（A）にも、南部、清水の名前が出てくるのは、以上の経緯があったためである。

##### 5 関連する書状（「ガラバ返答書」と「松田次吉宛関研蔵見積書」）

新納書簡本文（A）の冒頭には、「長崎ガラバより申出之軍艦二基き」軍艦の調査を諸所で行ったとあるが、これに関連すると思われる書簡が、「ガラバ返答書」<sup>4</sup>である。日付や宛名、差出人は不明であるが、内容からすれば、薩摩藩が長崎で英国商人グラバーに対し、どのような性能・装備の軍艦を購入するのがよいかを尋ねたことに対する返答書である。

「於長崎英商ガラバ江御質問返答書

一 軍艦値賦之儀ハ、当崎滞在之士官共へ承合候処、拾六挺位ニして、左之通適宜とも可申坎、於西洋も近來大軍艦者不相用候様相成候

一 水平線 長サ貳百貳拾五フート



三拾七間半

一 甲板上 長サ二百四十五フート

四十間五尺

一 幅 四拾フート

六間四尺

一 三百馬力ニ而千五百馬力之功ある

機関

一 壹時ニ拾二里余之舟行

我壹時ニ拾式里餘

一 船積 千七百噸 壹噸ハ我千六百

八拾斤

一 大砲并要具不相添

本文之外大砲并要具等之代、洋銀凡

三万ドル位も御用意相成候ハ、充分ニ存申候

壹萬七千兩位

但大砲之大サハ 拾式ポンドより四

拾ポンド位迄之元込砲なり

一 水平以下者、厚サ壹寸余之鉄

板を以建立候、水平以上者、六分

位之厚サニ候

一 当時新發明之鉄軍艦

(拾壹万五千兩位) (拾式万兩位)

一 代洋銀式拾万ドル位より式拾壹万

ドル位迄、鉄値ニよって相異候

一 建立日数拾壹ヶ月余

一 是迄軍艦者、木船を以要し候処、亜國戰爭中、一種之着發彈を發明せしよし、木船者焼火を不免がゆへ、尔来軍艦者、鉄船を好ニ到れり、依之、右新發明之鉄軍艦ニよって取調申上候(後略)」

この「返答書」では、軍艦の全長、幅、機関、速度、積載量、価格、装備すべき大砲の性能や価格などが詳細に記されており、アメリカ南北戰爭中に着發彈が發明されたことよって、木造船よりも鉄製軍艦が好まれるようになったことが記されている。新納らは、この「返答書」を参考に軍艦の調査を行ったと推測される。

渡英中の軍艦購入に關連する書状として、もう一点、五代友厚(麥名・関研蔵)が松田次吉に宛てた大砲及び彈藥其の他の見積書二枚がある<sup>(5)</sup>。新納書簡別紙(B)に「別紙大砲値段段為見合差送候」とあるが、この「別紙」が、この見積書に当たると判明した。ここには、アームストロング口込砲の大砲、砲台、彈丸(着發彈を含む)その他要具の値段が、大砲の大きさ(十二ポンド、二十ポンド、四十ポンド、七十ポンド、百五十ポンド、三百ポンド)に応じて英國の通貨「ポンド」と日本の通貨「兩」とそれぞれ記載されている。また、もう一枚には、六角形のホイイスル砲の大砲、砲台、砲彈その他の価格が詳細に記されている。

文中には、「(前略) 勿論此大砲之価も別紙問合ニ申越候通り、ハリソン方より誂文相成候ハ、是以見当不相成候得共、為見合申進候」「別封御軍艦御誂文一条ニ付、愈々御掛合相成申候間、急便より御仕出被下度奉願上候」と、軍艦の注文について新納書簡本文(A)と關連する記載がある。

## おわりに

薩摩藩は、艦船を、交易品を運搬する手段だけでなく、大砲を搭載した軍艦として、また、武器や兵士を短時間で遠隔地に送りこむ手段として重要視した。安政期には、島津斉彬が艦船の建造を推進していたが、文久期になると、横浜のジャーディン・マゼソン商会や長崎のグラバー商会などを通じて艦船（特に汽船）を輸入することとなる<sup>(6)</sup>。また、薩摩藩は、薩英戦争により所有する汽船が全て焼失したことで、艦船の調達を急ぐ<sup>(7)</sup>。さらに、元治元年に島津久光が企画した参与会議が、横浜鎖港問題をめぐる一橋慶喜との対立が原因で崩壊すると、薩摩藩は、富国強兵策を加速させ、諸藩中最も多く艦船を購入した<sup>(8)</sup>。そこで企画されたのが、幕府の許可がない中で英国留学生の派遣と現地での軍艦購入交渉であった。

今回の軍艦図面、新納書簡などの関係解明により、薩摩藩の軍艦購入の一端を窺い知ることができた。新納が行った交渉の本身は、軍艦の構造、性能、装備する大砲及び砲弾の性能、代金や支払い方法など詳細なもので、これまで知られてこなかった新納久脩の渡英中の活動についても光を当てることができた。しかし、この交渉は相当な困難を伴った様子で、新納が慶応元年七月二十七日に伊地知壯之丞に宛てた書簡<sup>(9)</sup>では、「御船一件は誠ニ困ったもの、横浜之方ニ而御注文第一宜候、」とその本音を述べている。

薩摩藩は、この軍艦を購入できたのか。『薩藩海軍史』中巻には、同様の図面が二枚所収されているが、「但実施ニ至ラズ」、「但注文ノ運び

ニ至ラズ」とあることから、実現には至らなかった可能性がある。

## 注

(1) W.J.Macquorn Rankine 『A memoir of John Elder engineer and shipbuilder』 Blackwood 1871

(2) 『鹿児島県史料 玉里島津家資料三』（鹿児島県、一九九四年）

No. 一一〇八ノ〇〇一〜〇〇四 四七二頁

※ 元治元年と題されているが、内容から、慶応元年である。

(3) 『鹿児島県史料 玉里島津家資料三』 No. 一一二四 七三〇頁

※ 「長崎柴山良助南部弥八郎ヨリ大久保一蔵へ」と題されているが、長崎ではなく横浜からの書状と考えられる。

(4) 『鹿児島県史料 玉里島津家資料四』（鹿児島県、一九九五年）

No. 一一二五二 一九頁

(5) 『鹿児島県史料 玉里島津家史料四』 No. 一三六五 三一〇頁

(6) 町田明広『グローバル幕末史』（草思社、二〇一五年）

(7) 高村直助『小松帯刀』（吉川弘文館、二〇一二年）

(8) 杉村伸也『明治維新とイギリス商人』（岩波書店、一九九三年）

(9) 『鹿児島県史料 玉里島津家資料三』 No. 一一〇七 四七二頁

※ 元治元年と題されているが、内容から、慶応元年である。

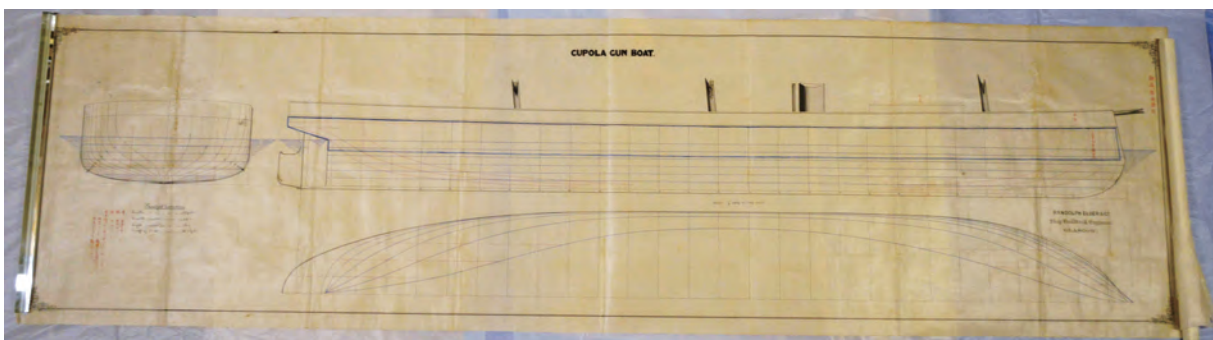
表 1

番号	資料名 (和文・朱書)	資料名 (英文)
1	(なし)	MID SHIP SECTION
2	鋼鉄艦解体図	CUPOLA GUN BOAT
3	鋼鉄艦船室正面之図	LOWER DECK PLAN
4	鋼鉄艦船室側面之図	CUPOLA GUN BOAT
5	鋼鉄艦第一甲板上正面之図	UPPER DECK PLAN
6	鋼鉄艦甲板上二突立外圓形砲台ノ図	Elevation of Cupola Shewing Armstrong Gun
7	鋼鉄艦全備側面之図	Sail Plan
8	鋼鉄艦圓形ノ砲台内部二大砲ヲ備外図	PLAN OF CUPOLA
9	新製軍艦甲板上砲台之図	UPPER DECK PLAN
10	新製軍艦解体図	MID SHIP SECTION
11	新製軍艦之図	Sail Drawing Corvette
12	新製軍艦側面之図	PROPOSED SCREW ORVETTE OF 1100 TONS
13	(鋼鉄軍艦写真)	(なし)

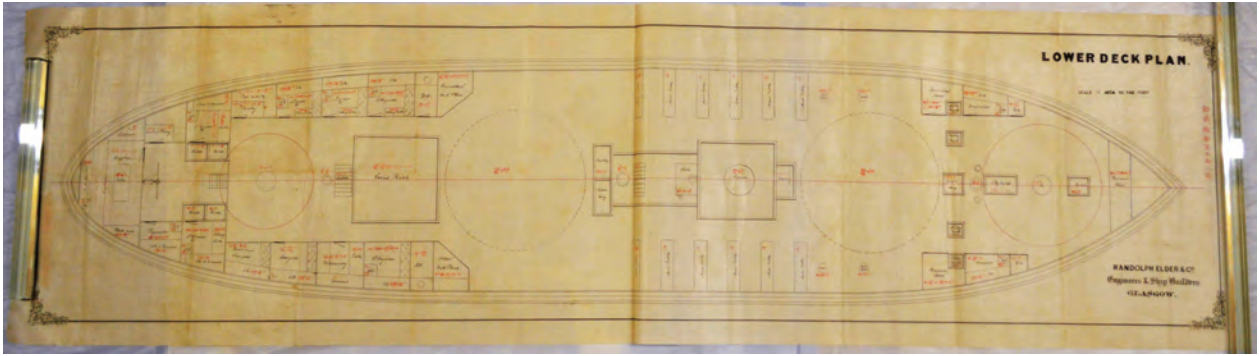
図面 1 (なし)



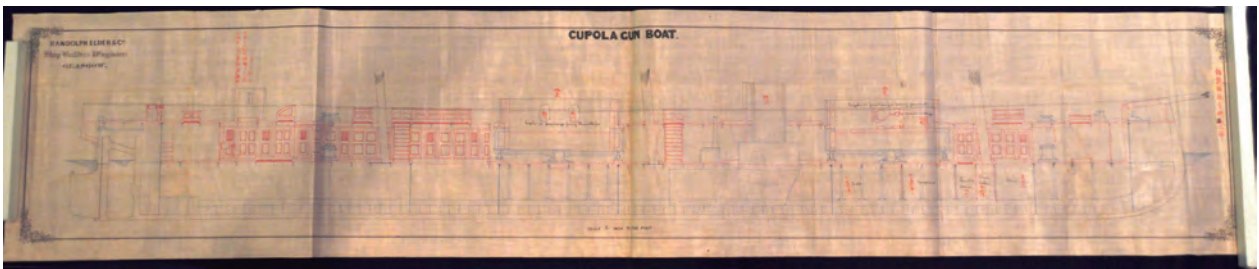
図面 2 鋼鉄艦解体図



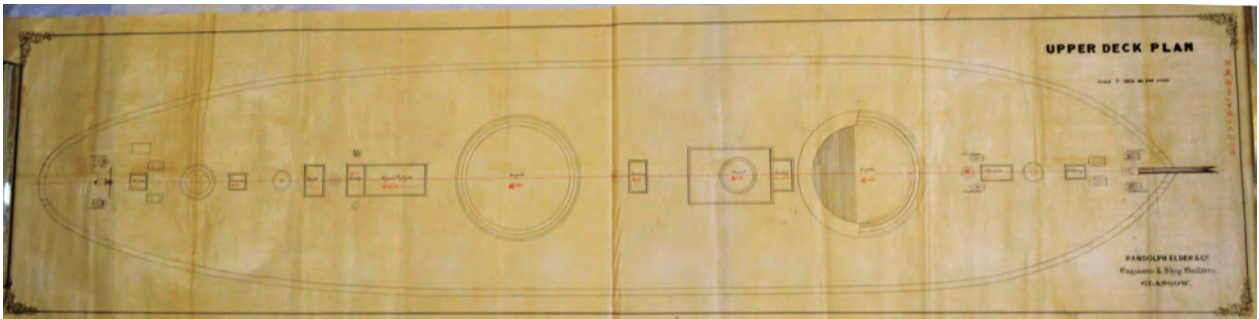
図面3 鋼鉄艦船室正面之図



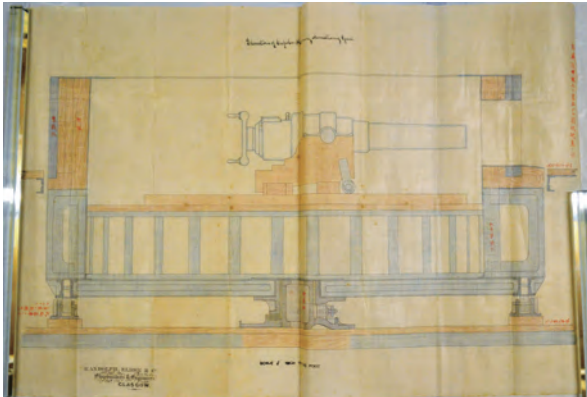
図面4 鋼鉄艦船室側面之図



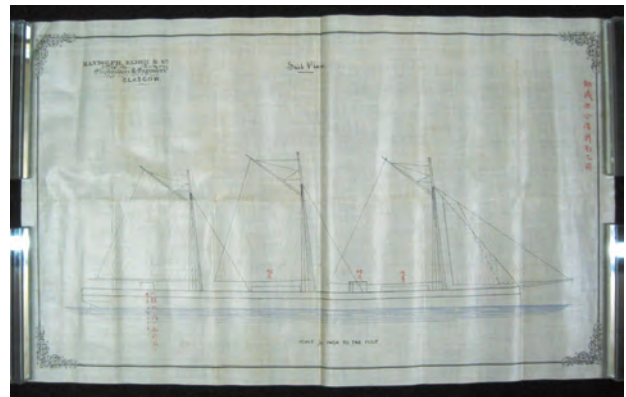
図面5 鋼鉄艦第一甲板上正面之図



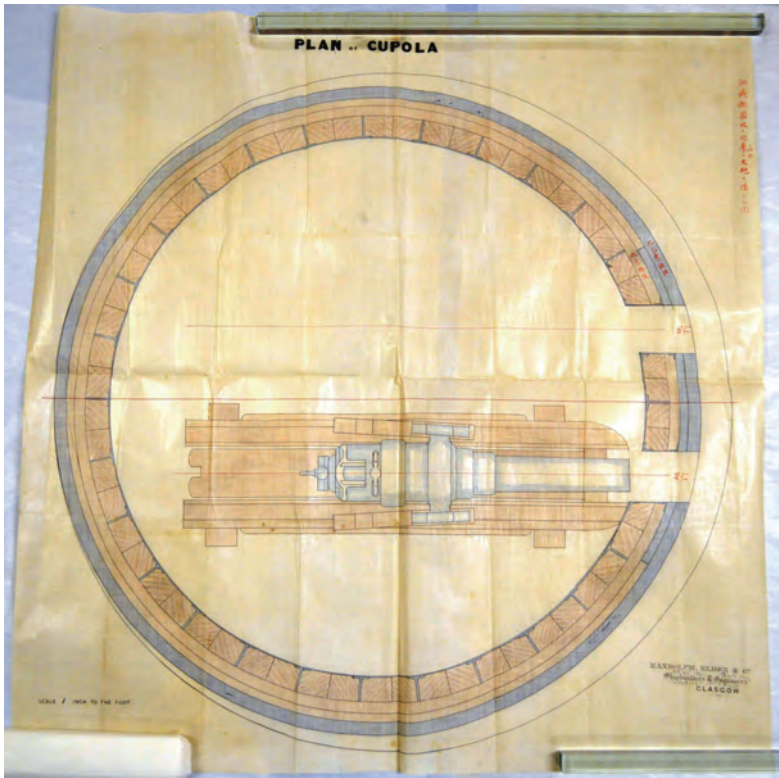
図面6 鋼鉄艦甲板上二突立外圓形砲台ノ図



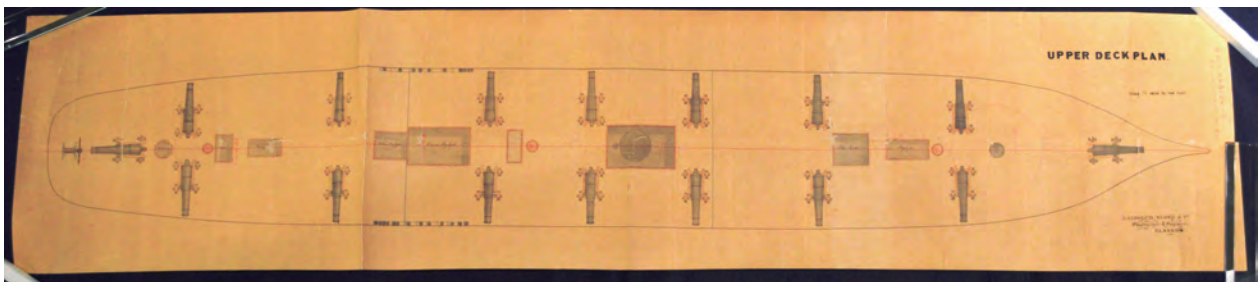
図面7 鋼鉄艦全備側面之図



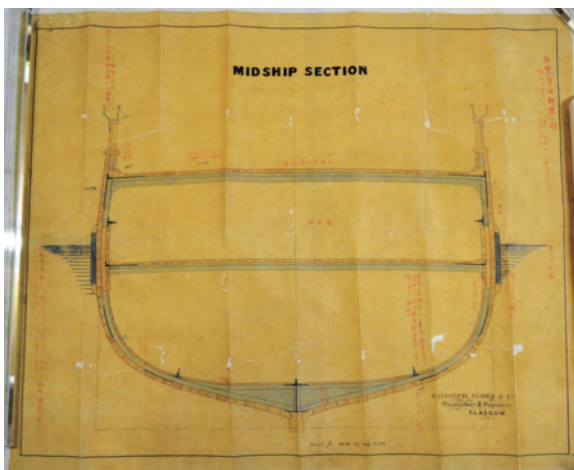
図面 8 鋼鉄艦圓形ノ砲台内部ニ大砲ヲ備外図



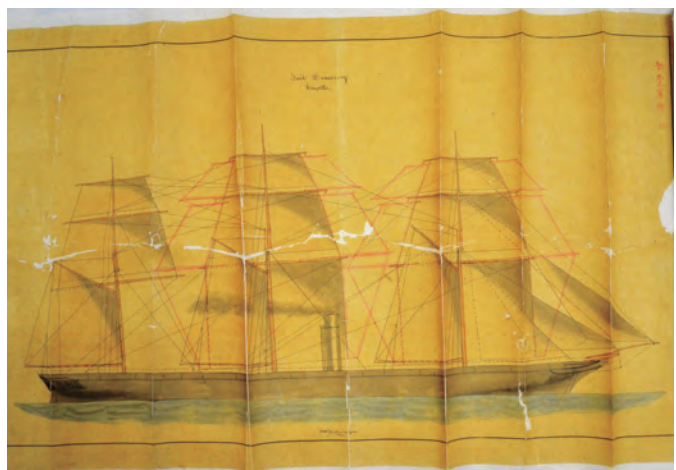
図面 9 新製軍艦甲板上砲台之図



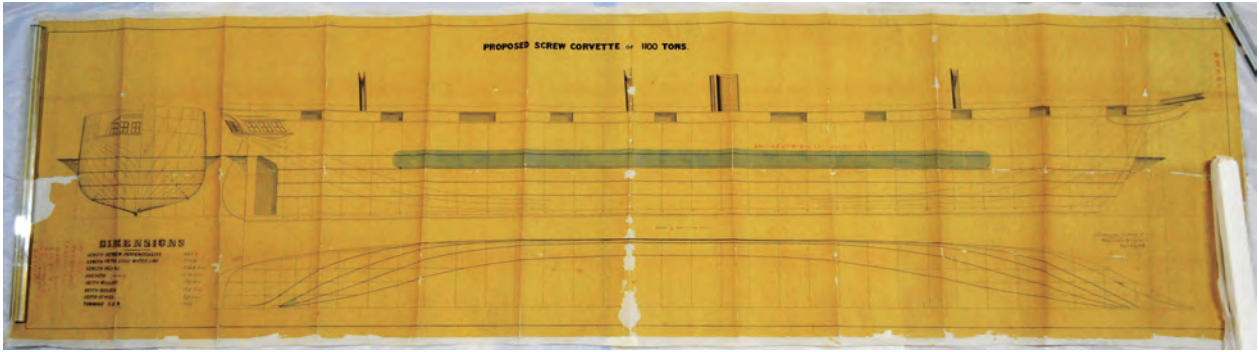
図面 10 新製軍艦解體圖



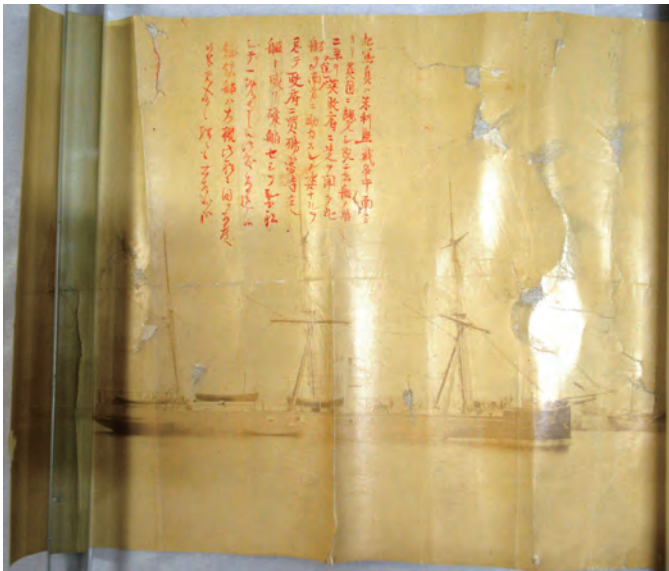
図面 11 新製軍艦之図



図面 1 2 新製軍艦側面之図



図面 1 3 鋼鉄軍艦写真



### ※ 考察

図面 1 ～図面 8 は、鋼鉄艦の図面である。新納の解説によれば、回転する砲台（図面 6 及び図面 8）を甲板上（図面 5）に設置して、標的に向けて発射しやすいように工夫されている。また、図面 1 3 は、鋼鉄艦の写真で、以下の新納による朱書きの注釈が記されている。「此写真ハ米利堅戦争中南方ヨリ英国に誂文シ、既ニ出船ノ時ニ至リ、英政府ニ是ヲ聞キテ此船ヲ送レバ、南方ニ助力スルノ姿ナルヲ忌ミテ、政府ニ買揚、当時英艦ト成リ碇泊セシヲ乗船シテ一覽イタシ差送候、鋼鉄船ハ、大概此船ニ同ク相考候ニ付、見合之趣ニモ 相成候」

図面 9 ～図面 1 2 は、新製軍艦の図面である。新納の解説によれば、水平線のところに厚い鉄板を張ったもので、着発弾が当たっても、沈まないようにしている船とある。